

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス契約書

下伊那赤十字病院介護医療院（令和6年6月1日）

様（以下「利用者」という）と下伊那赤十字病院介護医療院
（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う短期入所療養介護サービス
（介護予防短期入所療養介護サービス）の利用について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって短期入所療養介護サービスを提供し、
利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日（以下「認定満了日」という）までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに、利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から、更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条（運営規程の概要）

事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。

第4条（短期入所療養介護サービス計画の作成・変更）

- 1 事業者は、本施設の介護支援専門員に、利用者のためのサービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。
- 2 担当介護支援専門員は、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者の人間性を尊重した日常生活を営むことができるよう、本施設の他の従業者と協議の上、サービス計画案を作成し、これを利用者又は利用者の家族（家族がいない場合は連帯保証人、以下「入所者の家族等」という）等に対し説明し、その同意を得るものとします。
- 3 サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、サービス計画の変更を行います。
 - 一 利用者の心身の状況等の変化により、当該サービス計画を変更する必要がある場合
 - 二 利用者がサービス計画の変更を希望する場合

- 5 事業者は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、利用者及びその家族等に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条（サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、前条により作成されたサービス計画に基づき、利用者に対しサービスを提供します。各種サービス内容は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。
- 2 事業者は利用者に対し、前条により利用者のためのサービス計画が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて人間性を尊重した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 事業者は利用者の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 4 利用者及びその家族等は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第6条（身体拘束その他の行動制限）

- 1 本施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2 本施設は利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、事前に利用者に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合には、事前又は事後速やかに利用者の家族等に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 本施設が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、前条第3項のサービス提供に関する書類に次の事項を記載します。
 - 一 利用に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく利用者の家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

第7条（サービス利用者の協力義務）

利用者は、事業者が利用者のためサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第8条（苦情対応）

- 1 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供したサービスについて利用者、利用者の家族等から苦情の申立てがある場合は、迅速且つ誠実に必要な対応を行います。
- 2 事業者は、利用者等が苦情申立て等を行なったことを理由として、何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第9条（医療体制）

- 1 事業者は、配置の医師及び看護職員等に常に利用者の病状、心身の状況等を把握させ、利用者及びその家族等々に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。
- 2 事業者は、利用者の病状に関して必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 3 利用者は、他科受診する場合、事業者に必ず申し出なければなりません。

第10条（費用）

- 1 事業者が提供するサービスの要介護（要支援）状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。
- 2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を事業者に支払います。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者はサービスの要介護（要支援）状態区分毎の利用料及びその他の費用の額に変更が生じた場合は、利用者に対し通知します。
- 5 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその職員は、正当な理由が無い限り、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、利用者及びその家族等に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者及びその保証人等に使用目的等を説明し、事前に同意を得ます。

第12条（利用者の解除権）

利用者は、3日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第13条（事業者の解除権）

事業者は、入所者及び入所者の家族・親族が、次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができます。

- 一 利用者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を滞納したとき。
- 二 利用者及び入所者の家族・親族の行動が、他の入所者等の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 利用者及び入所者の家族・親族が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。
- 五 利用者及び入所者の家族・親族が、ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断したとき。

第14条（契約の終了）

次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が要介護認定において自立になったとき。
- 二 契約期間が満了したとき。
- 三 利用者が第12条により契約を解除したとき。
- 四 事業者が第13条により契約を解除したとき。
- 五 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じ、その病院又は診療所において利用者を受け入れる体制が整ったとき。
- 六 利用者において、介護保険施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 七 利用者が死亡したとき。

第15条（契約終了後の退所と精算）

- 1 利用者は、この契約終了後、ただちに本施設を退所します。
- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付金について事業者が既に受領している利用料があるときは、事業者は利用者に対し相当額を返還します。

第16条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 事業者は、サービス提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第17条（連帯保証人）

- 1 事業者は利用者に対し、連帯保証人を求めます。
- 2 連帯保証人は次の責任を負います。
 - 一 入所者が本施設を利用するにあたってサービス計画及び医学的管理上必要な説明を受け（意志）同意を表示すること。
 - 二 利用者が本施設利用にあたって生じる費用支払いに関する責任を負う。
なお、連帯保証人の支払上限額は300,000円とする。
 - 三 利用者が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - 四 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

第18条（利用者代理人）

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度等の内容を説明するものとします。

第19条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（協議事項）

この契約に定めない事項については介護保険法令等の関係法令に従い、利用者、事業者の協議により定めます。

以上、下伊那赤十字病院介護医療院の短期入所療養介護（介護予防短期入所）サービスの利用にあたり、契約書の説明を書面に基づいて説明させていただきました。

上記の説明と契約を確認し、証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

サービス利用者

住所

氏名 印

連帯保証人

住所

氏名 ⑩ (続柄)

電話 (-)

代理人（選任した場合）

住所

氏名 ⑩ (続柄)

電話 (- -)

事業者

〈事業者名〉 下伊那赤十字病院介護医療院
指定事業者番号 20B2500033

〈住所〉 長野県下伊那郡松川町元大島 3 1 5 9 の 1

〈管理者名〉 所長 白子 隆志 (印)

〈電話番号〉 0265-36-2255